［略］	［略］	［略］
秋田地方裁判所本荘支部	秋田地方検察庁本荘支部	由利本荘市
［略］	［略］	［略］
秋田地方裁判所大曲支部	秋田地方検察庁大曲支部	大仙市
［略］	［略］	［略］
高知地方裁判所中村支部	高知地方検察庁中村支部	四万十市
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］
秋田地方裁判所本荘支部	秋田地方検察庁本荘支部	本荘市
［同上］	［同上］	［同上］
秋田地方裁判所大曲支部	秋田地方検察庁大曲支部	大曲市
［同上］	［同上］	［同上］
高知地方裁判所中村支部	高知地方検察庁中村支部	中村市
［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行に伴い、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第三項において準用する同法第三十八条の四第二項、第四十一条の二及び第百八条並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項及び第四項、第六十六条の八の四及び第六十六条の九の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣　根本　匠

労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の二　法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号（法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	**第六条の二**　法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三第一項、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第八項及び第九項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号、法第三十九条第四項、第六項及び第九項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
②～④　（略）	②～④　（略）
第十二条　常時十人に満たない労働者を使用する使用者は、法第三十二条の二第一項又は法第三十五条第二項による定めをした場合（法第三十二条の二第一項の協定（法第三十八条の四第五項（法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する法第三十八条の四第一項の委員会（以下「労使委員会」という。）の決議（以下「労使委員会の決議」という。）及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会の決議（以下「労働時間等設定改善委員会の決議」という。）を含む。）による定めをした場合を除く。）には、これを労働者に周知させるものとする。	**第十二条**　常時十人に満たない労働者を使用する使用者は、法第三十二条の二第一項又は法第三十五条第二項による定めをした場合（法第三十二条の二第一項の協定（法第三十八条の四第五項に規定する同条第一項の委員会（以下「労使委員会」という。）の決議（以下「労使委員会の決議」という。）及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会の決議（以下「労働時間等設定改善委員会の決議」という。）を含む。）による定めをした場合を除く。）には、これを労働者に周知させるものとする。